

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	18 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から41年3月まで

昭和41年4月にA市へ転居後、しばらくしてからA市役所へ出向いて国民年金に加入した。このことを父親に報告すると、「国の決めたことに従うべきだ、これは将来きっと役に立つ。」と言って大変喜んでくれたことを覚えている。加入以来40年間きちんと保険料を納付してきたが、加入当初の9か月間だけ未納になっていることに納得できない。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金被保険者期間の保険料を全て納付済みであり、5回と複数回に及ぶ転居時においても、それぞれの市町村で適切に切替手続を行っている上、昭和59年度以降は、20年以上にわたって前納により保険料を納付しているなど、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は不明であるが、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は昭和42年9月1日と記載され、同手帳によると、同年4月から同年9月までの保険料を同年9月30日に納付していることが確認でき、この頃に加入手続を行ったものと推認できることから、当該時点において申立期間の保険料は過年度納付が可能な期間であるところ、オンライン記録では、昭和41年度分が納付済みとなっており、申立人は、加入手続後に過年度納付したことが推認できる。

さらに、申立人は、加入手続後に遡って保険料を納付したとすれば、20歳まで遡って納付したはずだと主張しているところ、国民年金被保険者原票によれば、上記のとおり、過年度納付が推認できる昭和41年度について過年度納

付の記載は無い上、納付月数欄は空白であるにもかかわらず、オンライン記録においては、当該年度の保険料は現年度納付と記録されているなど、記録管理上の不備が認められることから、納付意識の高い申立人が、申立期間における保険料についても41年度分と同様に過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年12月から40年11月までの期間並びに41年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年11月まで  
② 昭和41年1月及び同年2月  
③ 昭和46年1月から52年3月まで

結婚以前の期間においては、親が保険料を納付していたが、私の父親は、長年、市町村議会議員であったので、私の国民年金については、制度発足時に親が加入手続きを行い、保険料を納付していたはずである。

また、私は昭和40年1月に結婚した後、婦人会を通じて国民年金保険料を納付していた。婦人会長から言われ、私も集金を手伝ったこともある。

さらに、夫はA業及びB職を営んでおり、ずっと夫婦二人分の保険料を納付してきたが、夫の記録は、昭和46年1月から付加保険料を納付しているので、私も同様にその期間に付加保険料を納付しているはずである。

申立期間の保険料について確かに支払っているのに、しっかり調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和39年12月から40年11月までの期間及び申立期間②について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、39年11月30日に払い出されていることが確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年同月に加入手続きを行ったと推認されるころ、C町（現在は、D市）の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者原票によると、当初、当該期間のうち、39年12月及び40年3月から41年2月までの期間の保険料が納付済みと記録されていたが、その後、40年12月を除き、未納へと訂正されている上、オンライン記録によると、平成20年10月7日に、

同名簿で納付済みとされていた昭和40年12月の記録が、未納から納付済みへ訂正され、また、同名簿で未納と訂正された41年2月の記録が、納付済みから未納に訂正されており、申立人に係る当該期間の記録管理に不備があったことがうかがえる。

さらに、申立人によると、昭和40年1月\*日に婚姻し、同年同月にC町E地区から同町F地区へ転居して同地域の納付組織を通じて保険料を納付していたと主張しているところ、同町の国民年金被保険者名簿によると、同年同月末日に保険料の納付期限が到来する39年12月の欄に、当初“納付済”と押印されていたことが確認でき、申立人は、同年同月から保険料を納付していたことがうかがえる。

一方、申立期間①のうち、昭和36年4月から39年11月までの期間について、申立人によると、当該期間は申立人の親が保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人の母親及びその兄二人（次男及び三男）は、国民年金制度開始当初の36年4月から保険料を納付していることが確認できるものの、国民年金手帳記号番号払出簿によると、当該3人は、同年同月以前に同手帳記号番号が払い出されていることが確認できるのに対し、申立人は、制度開始後約3年8か月経過した39年11月30日に同手帳記号番号が払い出されており、加入時期が異なっている上、申立人の妹（三女）についても、申立期間における保険料納付を確認することができない。

また、申立人は、当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関して直接関与しておらず、これを行っていたとする申立人の父母も既に死亡しているため、具体的な加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立期間③については、申立人は、その夫と共に付加保険料を納付していたと主張しているが、C町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者原票によると、申立人は、当該期間直後の52年4月に付加保険料の申出を行っていることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立期間③においては、定額保険料の押印しか確認できず、同名簿、同原票及びオンライン記録と一致し、記録内容に不自然な点は見当たらない。

加えて、独立行政法人農業者年金基金及びC町の国民年金被保険者名簿によると、申立人の夫は、昭和46年1月から農業者年金の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、農業者年金の被保険者は国民年金の付加保険料の納付が義務付けられていたことから、同年同月以降、付加保険料を納付していることが確認できるのに対し、申立人は、農業者年金被保険者の資格を取得しておらず、付加保険料を納付する義務は無かった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年12月から40年11月までの期間並びに41年1月及び同年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和36年8月30日から37年10月1日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は36年8月30日、同資格喪失日は37年10月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和36年8月から37年7月までは1万6,000円、同年8月及び同年9月は2万4,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から32年4月1日まで  
② 昭和34年9月7日から56年1月1日まで

私の国民年金の記録も厚生年金保険の記録も、全て間違っている。厚生年金保険の記録は、それぞれもっと長いはずであるので、調査して訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、A社に係る申立てについて、複数の同僚が、「申立人のことを記憶している。」と証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人と氏名、生年月日及び性別が一致し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和36年8月30日、資格喪失日は37年10月1日）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社において、昭和36年8月30日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、37年10月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和36年8月から37年7月までは1万6,000円、同年8月及び同年9月は2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②のうち、昭和36年8月30日から37年10月1日以外の期間については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主及び申立期間当時の事務担当者は既に死亡している上、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、同社における被保険者記録を有し、連絡先が判明した17人に照会したところ、回答のあった10人のうち申立人を記憶していた二人は、「申立人を覚えているが、勤務期間は覚えていない。」とそれぞれ証言していることから、当該期間における申立人の同社における勤務実態について、確認することができない。

- 2 B社に係る被保険者資格を取得している日（昭和32年4月1日）以前に係る申立期間①について、申立人は、「私は、高校を卒業して、30年4月1日から同社で働いた。」と主張しているところ、同社の元同僚二人が、「申立人は、高校を卒業して入社してきた。」と証言していることから、当該期間において申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年4月1日であり、申立期間①は同社が適用事業所となる前の期間である上、同社に係る被保険者名簿によると、申立人のほかに5人が同日に同社における被保険者資格を取得しているところ、このうちの一人は、「32年4月1日に厚生年金保険に加入するまでは、給料から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

- 3 申立期間②のうち、B社における被保険者資格喪失日（昭和34年9月7日）が異なるという申立てについて、申立人は、「同社には5年以上勤務した。」と主張しているところ、同社は同日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

また、昭和34年9月7日に資格喪失した元従業員6人（申立人を除く。）のうち3人が、「B社は34年9月に倒産した。」と証言しており、そのうちの二人が、「倒産した時に、申立人と共に辞めた。」と証言している。

さらに、元事業主の連絡先は不明である上、当時の事務担当者も既に死亡していることから、申立人のB社に係る昭和34年9月7日以後の期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、B社に係る被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和34年9月7日であることが確認でき、オンライン記録と一致する上、申立人は健康保険証を返納していることが確認できる。

- 4 申立期間②のうち、C社における被保険者期間（昭和34年10月1日から35年5月25日まで）に係る申立てについては、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時に社会保険事務を行っていた

同社の元事業主も既に死亡している。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、C社における被保険者記録を有し、連絡先が判明した21人に照会したところ、回答のあった12人のうち2人が申立人を記憶していたものの、このうち同社において、昭和34年2月から36年3月まで被保険者記録が確認できる一人は、「申立人は私より後から入ってきて、私よりも先に辞めたが、勤務期間は分からない。」と証言しており、残りの一人も、「申立人を覚えているが、勤務期間は覚えていない。」と証言していることから、同社に係る被保険者記録が確認できない期間における申立人の同社における勤務実態について、確認することができない。

さらに、C社に係る被保険者名簿によると、申立人は、昭和34年10月1日に被保険者資格を取得し、35年5月25日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する上、健康保険証を返納していることが確認できる。

5 申立期間②のうち、D社に係る申立てについては、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことを示す記録が確認できず、商業登記も確認することができない上、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の同社における勤務実態について、確認することができない。

6 申立期間②のうち、E社における被保険者期間（昭和38年2月1日から同年7月28日まで）に係る申立てについては、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、同社の現在の事務担当者は、「当時の資料等は保管しておらず、当時のことは不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、E社における被保険者記録を有し、連絡先が判明した18人に照会したところ、13人から回答があったものの、申立人を記憶していた者はおらず、被保険者記録が確認できる期間以外の期間における申立人の同社における勤務実態について、確認することができない。

さらに、E社に係る被保険者名簿によると、申立人は、昭和38年2月1日に被保険者資格を取得し、同年7月28日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する上、健康保険証を返納していることが確認できる。

7 申立期間②のうち、F社における被保険者期間（昭和38年8月6日から同年10月26日まで）に係る申立てについては、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、申立期間当時の事務担当者は、「申立人のことを覚えていない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、F社における被保険者記録を有し、連絡先が判明した22人に照会したところ、13人から回答があったものの、申立人を記憶していた者はおらず、被保険者記録が確認できる期間以外の期間における申立人の同社における勤務実態について、確認することができない。

さらに、F社に係る被保険者名簿によると、申立人は、昭和38年8月6日に被保険者資格を取得し、同年10月26日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

- 8 申立期間②のうち、G社における被保険者期間（昭和38年11月12日から39年5月21日まで）に係る申立てについては、同社の申立期間当時の事業主は「申立人のことを覚えていない。」と回答しており、現在の事務担当者は、「当時の資料等は保管しておらず、当時のことは不明である。」と回答している上、申立期間当時の事務担当者は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、G社における被保険者記録を有し、連絡先が判明した5人に照会したところ、4人から回答があったものの、申立人を記憶していた者はおらず、被保険者記録が確認できる期間以外の期間における申立人の同社における勤務実態について、確認することができない。

さらに、G社に係る被保険者名簿によると、申立人は、昭和38年11月12日に被保険者資格を取得し、39年5月21日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する上、健康保険証を返納していることが確認できる。

- 9 申立期間②のうち、H社における厚生年金保険被保険者期間（昭和53年1月6日から54年4月1日まで）に係る申立てについては、雇用保険の記録によると、申立人は、53年1月6日に同保険の被保険者資格を取得し、54年3月31日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

また、H社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、当時の事務担当者も「申立人を知らない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

さらに、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、H社における被保険者記録が確認でき、連絡先が判明した26人に照会したところ、17人から回答があったものの、申立人を記憶していた者3人のうち2人は、「申立人を覚えているが、勤務期間は覚えていない。」と証言し、残りの一人は、「申立人の名前を聞いたことがあるが、会ったことはない。申立人は取引業者であって、社員ではなかったと思う。」と証言していることから、被保険者記録が確認

できる期間以外の期間における申立人の同社における勤務実態について、確認することができない。

加えて、H社に係る被保険者名簿によると、申立人は、昭和53年1月6日に被保険者資格を取得し、54年4月1日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する上、健康保険証を返納していることが確認できる。

- 10 申立期間②のうち、I社に係る申立てについては、申立人は「私は、同社のJ営業所長だった。」と主張しているところ、商業登記簿謄本によると、昭和53年1月10日から55年8月22日までの期間、申立人が同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人がI社において取締役であった上記期間において、同社における被保険者記録が確認できる二人に照会したところ、一人は、「申立人のことも、申立人がいたと主張しているJ営業所のことも知らない。」と回答しており、残りの一人からは回答が得られない。

また、I社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、同僚等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の同社における勤務実態について確認することができない。

さらに、商業登記簿謄本によると、I社とH社の事業主は同一であることが確認でき、両社において被保険者記録が確認できる元同僚も、「両社は、税金対策のために分かれていただけで、同一会社であると考えてよい。」と証言している上、上記H社の申立期間当時の事務担当者は、「私は、I社の事務担当者でもあった。申立人を知らない。」と証言していることから、申立人のI社における保険料控除について確認できない。

- 11 このほか、申立人が申立期間①及び②のうち、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間以外の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②のうち、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間以外の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 9 月 10 日から同年 11 月 25 日まで  
② 昭和 29 年 11 月 25 日から 30 年 4 月 22 日まで  
③ 昭和 30 年 7 月 19 日から 34 年 1 月 1 日まで  
④ 昭和 34 年 1 月 30 日から 38 年 12 月 29 日まで  
⑤ 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 3 月 13 日まで

申立期間について年金事務所では脱退手当金が支給された記録になっているが、私は請求した覚えが無い。私が請求したならばその前の期間も請求するはずなので、私自身が手続したものではない。よく調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の申立人が記載された前後 100 人の被保険者のうち 19 人の女性の被保険者に脱退手当金の受給資格が確認でき、そのうち、当該事業所を最終事業所として脱退手当金が支給決定された記録となっている者が申立人を含め 7 人確認でき、このうち 6 人は 1 年以内に支給決定されていることから、事業主による代理請求の可能性も考えられるところ、上記の被保険者のうち所在が確認できた 10 人に照会し、4 人から回答を得られ、4 人全員が、「会社は代理請求を行っていない。」と回答しており、そのうち脱退手当金を受給したとする一人は、「自分で脱退手当金を請求した。」と回答していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしていた可能性は低いものと考えるのが自然である。

また、申立人は昭和 40 年 5 月 \* 日に婚姻し、改姓しているにもかかわらず、

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿からは申立人に係る氏名変更等を確認することができず、申立人に係る被保険者名簿の氏名も変更処理がなされておらず旧姓のままである。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間の前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人がこれを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録については、平成元年12月は24万円、2年1月から同年6月までは20万円、同年7月から3年3月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月1日から3年4月1日まで

私は、平成元年12月1日からA社に勤務していたが、給与明細書の支給額とオンライン記録の標準報酬月額が異なっているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額から、平成元年12月は24万円、2年1月から同年6月までは20万円、同年7月から3年3月までは26万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得ることができないため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和20年6月1日から同年10月20日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、A社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を同年10月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のB社C工場における資格取得日に係る記録を昭和24年1月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年1月から同年4月までは8,100円、同年5月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年6月1日から22年10月1日まで  
② 昭和24年1月15日から同年6月1日まで

申立期間①について、D県が発行した「軍歴確認書」において陸軍在籍期間が確認でき、当該期間については厚生年金保険被保険者期間として認められるので、記録の訂正を願いたい。

また、申立期間②について、昭和24年1月にB社C工場に転勤になった。継続して勤務していたことに間違いは無いので、記録の訂正を願いたい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和20年6月1日から同年10月20日までの期間について、申立人は、D県発行の軍歴確認書から、18年9月16日に陸軍に入隊し、20年10月20日に復員したことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和17年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年6月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、当該資格喪失日は陸軍に召集されていた期間であるため、当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法では、第 59 条の 2 により、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

以上のことから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 20 年 10 月 20 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る昭和 20 年 5 月の社会保険事務所(当時)の記録から、50 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人に係る雇用保険被保険者記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、B 社に継続して勤務し(昭和 24 年 1 月 15 日に A 社 E 工場から B 社 C 工場に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 E 工場及び B 社 C 工場における昭和 23 年 12 月及び 24 年 6 月の社会保険事務所の記録から、23 年 1 月から同年 4 月までは 8,100 円、同年 5 月は 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間①のうち、昭和 20 年 10 月 20 日から 22 年 10 月 1 日までの期間について、A 社は、当時、厚生年金保険の適用事業所であったものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、多数の被保険者が 20 年 6 月 1 日に資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 20 年 10 月 20 日から 22 年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社本店における資格取得日に係る記録を昭和46年12月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月19日から47年1月1日まで

私は、A社B支店に在勤中、昭和46年12月18日付けで同社本店へ異動した。入社以後、同社に連続して勤務してきたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が抜けていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和46年12月19日に同社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本店に係る昭和47年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月10日から同年7月20日まで

夫は、昭和30年4月から55年4月末まで、A社に継続して勤務しており、厚生年金保険料を支払い続けていたはずであるにもかかわらず、勤務途中の3か月の記録が抜けている。調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同様に異動した元同僚の厚生年金保険被保険者記録から、昭和31年4月10日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和31年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和47年8月\*日に清算終了している上、元取締役の所在も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月19日

私は、平成19年7月1日から20年7月30日までA社にて勤務していた。同社において私は、19年12月に賞与として155万円を支給され、厚生年金保険料として11万2,470円を控除されたが、日本年金機構の記録では、当該賞与における標準賞与額が35万円と記録されている。

私は、当時の給料支払明細書などを所持しており、当該賞与から標準賞与額150万円に相当する厚生年金保険料が控除されていると思うので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書及びA社が提出した申立人に係る平成19年分所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（150万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により標準賞与額を35万円として届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和39年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月1日から40年2月1日まで

私は、昭和35年3月2日から45年8月30日までA社B支店（現在は、A社）に継続勤務した。そのうちの39年2月から40年1月に係る期間においても、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、年金記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C事業所（A社に係る各種事務管理担当事業所）が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（副）によると、事業主は、申立人がD事業所から転籍により昭和39年2月1日にA社B支店において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出をE社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる上、同事務所が、当該届出を同年3月5日に受理し、確認した旨の押印が確認できる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、事業主が保管していた標準報酬決定通知書から2万2,000円とすることが妥当である。

## 兵庫国民年金 事案 2193 (事案 1123 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立人の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から51年3月まで

私は、国民年金制度発足時には経済的余裕が無く、加入していなかったが、母親から過去の未納分を遡ってまとめて納付できることを聞き、A市役所で国民年金の加入手続を行い、納付することにした。

職員から未納となっている期間の国民年金保険料が約70万円と聞いて、一度に納付することができないので、何回かに分割して手書きの納付書を作成してもらい、A市役所で納付した。そのときに受け取った領収書は年金を受給するようになって必要ないと思い、破棄して残っていない。

分割して納付して、最後の分を納付した際に、市役所の職員からこれで未納期間の保険料を全て納付したと聞いた記憶があり、また、加入してから60歳になるまで未納無く納付したはずなのに、納付していないとされている期間があることに納得できない。

当初の申立て後にパソコン内で見つけた「年度別の納付保険料一覧表」ファイルのハードコピーを新しい証拠資料として提出しているが、当該資料は調査及び審議の終盤に提出したためか、私に対し、当該資料の内容に係る詳しい質問は無く、第三者委員会は時間をかけ綿密に調査した形跡がうかがえない上、証拠として採用されない理由についての説明も無かったので、再審議に当たっては、当該資料に関して慎重に誠意をもって調査の対象としてもらいたい。

さらに、再申立てを行う段階で新たに見付けた、平成20年1月10日付けでB社会保険事務所長(当時)から私に送られてきた通知文書を新しい証拠資料として提出する。当該資料には、当時の特例納付は、2回に分けて行われた旨が記載されており、特例納付済期間の保険料は一括納付されたとする第三者委員会の私に対する説明内容と明らかに食い違うものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間に係る特例納付を数回に分割して納付したと主張しているところ、申立期間直前の108か月について、第3回特例納付の納付期限である昭和55年6月30日に納付している状況から、数回に分けて納付したとは推認し難いこと、ii) 申立人が所持する領収書から転記したとする保険料納付のメモについては、ワープロ専用機で作成され、その後パソコンに保存されているが、作成時期が不明であること等から、申立期間の保険料を納付したことを示す資料としては認め難いこと等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年7月13日付けで通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、i) 前回の申立ての際に提出した、パソコン内で見付けた「年度別の納付保険料一覧表」ファイルのハードコピーについて、詳しい調査が行われず、審議の対象とされていないこと、ii) 申立期間について、数回に分けて特例納付を行ったと主張したが、決定通知ではその主張が認められておらず、分割して納付したとする証拠として、平成20年1月10日付けでB社会保険事務所長から送られてきた通知文書を資料として提出している。

上記資料のうち、「年度別の納付保険料一覧表」について、前回の申立ての調査時に、当委員会の調査員から申立人に対して、その記録に係る経過及び記載内容等について聞き取り調査を行っている上、当該資料を含めて審議を行ったものの、当該資料をもって、申立期間の納付があったものと認め難いとの結論を得ている。

また、上記資料のうち、平成20年1月10日付けのB社会保険事務所長からの通知文書について、同通知では昭和51年度を附則4条による特例納付（納付額4万8,000円）と回答しているが、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、51年度欄には、「51.4~52.3まで¥31200円不足 附4条（16,800 54.5.9）」と記載されていることが確認でき、この記載内容についてB年金事務所に対し見解を求めたところ、「51年度の保険料完納額は1万6,800円であるが、納付期日を経過していたため、本来還付すべきものを法附則4条の過不足として取り扱ってしまったのではないかと推察される。」との回答を得ており、前回の調査時においても、C社会保険事務局年金課（当時）から同様の回答を得ていたものである。

以上のことから、今回の申立てに当たって新たな事情として提出された2点について、既に前回の部会審議で採用されているため、新たな事情としては認め難い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を示す資料として、別に申立期間当時、国民年金保険料を支払った旨を記載した日記があるとして再申立てを行っているところ、当該関連資料の提出は無く、そのほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

年金受給のため、私の年金記録を確認すると、父が国民年金保険料を納付してくれていた期間の記録が未納とされていることが分かった。当時、私は両親と同居し、国民年金に強制的に加入させられ、父が保険料を納付してくれていた。同居していた母は保険料を納付している上、私の所持する昭和47年11月18日発行の国民年金手帳の表紙には「2」と記入されていることから、この手帳は2冊目であり、1冊目の手帳で納付してくれていたものと思われる。両親は、既に他界しているために詳しいことを聞くこともできないが、現在の記録に納得できないので第三者委員会へ申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年10月21日に払い出されていることが確認でき、当該時点において、申立期間のうち一部は時効により保険料を納付することができない上、過年度納付が可能な期間があるものの、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、その納付を行ってくれていたとする申立人の父親は、既に死亡しているため、当時の納付状況を確認することができない。

また、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から50年3月まで

私の夫は、勤務していた会社を昭和45年に退職し、自営業を始めたので、私も会社を退職し、夫の仕事を手伝うようになった。年金も、夫婦共に厚生年金保険から国民年金に切り替えて、一緒に保険料を納付してきた。

記録を確認したところ、私は55か月もの未納があることが分かった。一緒に保険料を納めてきた夫は未納無く保険料を納付しているのに、私だけが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が会社を退職した昭和45年頃に、夫婦の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は46年9月に払い出されていることが確認できるものの、申立人の同手帳記号番号は50年5月に払い出されていることが確認でき、夫婦の国民年金の加入時期が相違する上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、上記払出しの時点において、申立期間のうち48年4月以降の保険料は過年度納付が可能な期間であるが、申立人には遡って保険料を納付したとする具体的な記憶は無い。

さらに、申立人が、仮に申立てどおり昭和45年9月から国民年金保険料を現年度納付していた場合、うぐいす色の国民年金手帳が必要となるところ、申立人は、現在所持するオレンジ色の年金手帳以外に国民年金手帳を所持していた記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、A 市 B 区で実家の家業を手伝っていたが、当時の国民年金保険料は同居していた両親が納付してくれていた。その後、昭和 53 年頃に家業が廃業となり、同市 C 区へ転居以降は、親から自分で保険料を納付するように言われていた。私は、同区役所から納付書が送付されてきたので、毎月、D 郵便局か E 金融機関で納付書に現金を添えて納付していたと思う。申立期間について、納付記録が無く、未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、毎月、金融機関で国民年金保険料を納付書により納付していたと主張しているが、A 市では、昭和 62 年 3 月以前の期間は 3 か月ごとの徴収方法を採用しており、毎月納付していたとする申立内容と符合しない。

また、申立人に係る国民年金被保険者原票を見ると、申立期間のうち、昭和 57 年度分の保険料に対して 58 年度に催告が行われている記録が確認でき、オンライン記録によると、申立人に対して、平成 2 年 6 月 4 日に催告が行われており、未納保険料として、昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月までの過年度納付書が作成されたことがうかがわれることから、申立期間について現年度納付を行っていたとする申立内容と符合しない上、申立人は、これまで遡って保険料を納付したことは無いと供述している。

さらに、申立人は、申立期間直後の平成元年度の国民年金保険料領収証書を保管しているが、申立期間の保険料を納付したことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の保険料を毎月、現年度納付していたと主張

しているが、申立期間は 84 か月と長期間にわたり、これだけの期間、連続して納付記録が欠落するとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から57年4月までの期間及び同年5月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から57年4月まで  
② 昭和57年5月から58年3月まで

私は、大学卒業後、母親に国民年金の加入を勧められ、街頭相談の窓口で加入手続を行った。保険料は、郵送されてきた納付書で、A郵便局かB銀行（現在は、C銀行）D支店で納付していた。保険料額は3か月ごとに1万6,000円から1万7,000円程度だったと思う。

私の仕事は報酬扱いだったため、毎年確定申告を行い、年金の控除欄に記入していたことを覚えている。現在、未納になっている期間については、一度も督促状など受け取った記憶も無く、記録に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和59年1月11日に払い出されていることが確認できる上、E市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人は58年12月に届出を行ったことが推認されることから、この時点において、申立期間のうち昭和56年9月以前の期間については、時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、現在所持している年金手帳以外の同手帳を所持していた記憶は無いとしており、申立人が昭和54年4月頃に国民年金の加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った際、これまでの未納期間の保険料納付について案内を受けた記憶は無いとしているところ、E市によると、申立人が加入手続を行ったとする街頭相談窓口では、過年度納付書を発行して

いなかったとしており、その供述内容と符合する上、申立人は、後日、督促状が送付され、遡った期間の保険料を納付したとする記憶も無いとしている。

加えて、E市の国民年金記録及び国民年金被保険者原票では、申立人の申立期間に係る保険料の納付記録は無く、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から44年3月まで

私は、昭和40年1月に結婚後、夫婦で夫の実家の商売を手伝っていた。

申立期間については、亡くなった義母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。夫である息子の分を納付し、嫁の分は納付しないとは考えられない。申立期間について調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年1月に婚姻後、申立人の義母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人が所持している国民年金手帳により、国民年金保険料の納付は昭和44年4月からであることが確認でき、申立人の国民年金被保険者台帳の記録と一致する。

また、上記の国民年金手帳を見ると、申立期間直後の昭和44年4月から9月までの国民年金保険料は、同年9月1日に一括納付されていることが確認でき、一緒に納付していたとする申立人の夫の納付状況（3か月ごと）とは異なっていることから、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から62年12月まで  
昭和59年3月に会社を退職したが、その年の夏頃に、A町役場（現在は、B市C支所）から国民年金の納付勧奨の電話をもらった。当時は、収入が無かったため、同町役場と相談して免除申請を行った。その後、1回から2回同町役場へ行き、62年12月まで免除申請を行ったが、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年夏頃に、国民年金の免除申請を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年3月16日に払い出されていることが確認できる上、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、上記払出しの時点までは、申立期間は国民年金の未加入期間であったことから、申立人が、申立期間の免除申請を行えたとは考え難い。

また、B市の国民年金被保険者台帳によると、申立人が申立期間の免除申請を行ったことをうかがわせる記載は確認できない上、申立期間は4年度にわたっており、申立期間の免除申請を行うには4回の申請が必要であるところ、全ての免除記録が欠落するとも考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除していたことを示す関連資料（免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から48年2月まで

昭和43年1月頃に、A社宅に国民年金加入の回覧が回り、同じ社宅仲間のBさんと一緒に加入手続を行い、保険料は町内会か婦人会の役員に納付した。

昭和47年8月に、C町に引っ越して初めて年金手帳を受け取り、そのとき、C町役場においてD市で払った保険料はどうなるのか聞いたところ、同市の分は別と言われた。

D市の記録が抜けているのは、集金人がごまかしたか、同市役所の記載ミスと思われるのでよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年1月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は48年3月頃に払い出されていることが確認できるが、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立人は昭和48年3月8日に国民年金の任意加入被保険者として資格取得した記録が確認できるところ、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得日と一致する上、当該手帳の昭和47年度国民年金印紙検認記録の2月の欄に「今月まで不要」のゴム印が押されていることが確認でき、行政側の記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、同じA社宅の友人と一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人と同世代の友人は、申立人が同社宅に居住する前の昭和40年8月7日に任意加入しており、もう一人の友人は、申立人と同じく48年3月に任意加入していることが確認できることから、申立人が、43年1月頃に同社宅の友人と国民年金の任意加入の

手続を行ったとする主張と符合しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

私は自営業者であったが、国民年金制度があることを知らず国民年金に加入していなかったところ、友人に国民年金制度のことを聞き、国民年金制度が始まってから何年も過ぎた後にA市役所で加入手続を行った。その際、市役所の職員から、国民年金が始まった昭和36年4月から今まで納めていなかった保険料を遡って納められるとの説明を受け、全ての未納保険料を遡って納付することにした。

加入手続後、昭和36年4月からの夫婦二人分の保険料として3万円強を、半年間に渡ってA市役所2階の窓口で納め、そのとき、カーボン式の領収書を受け取っていたが、数十年も前のものなので紛失しており、現在は所持していない。

年金記録を確認したところ、昭和46年4月以降の納付記録とされているが、私は、36年4月まで保険料を遡って納付しており、申立期間が未納とされていることに納得できないので、第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年に国民年金に加入し、この頃に36年4月までの保険料を遡って納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は50年12月15日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、当該手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入状況から、申立人の国民年金の加入手続は同年12月に行われたものと推認でき、申立人の主張する加入時期と相違する。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、申立期間の保険料を半年間にわたり分割し納付したと主張しているが、前述のとおり、申立人の国民年金の加入手続は昭和50年12月に行われたものと推認できるところ、第2回特例納付の

実施時期は同年同月までであり、同月が納付できる最終月となっていることから、国民年金に加入後、半年間にわたり特例納付を行ったとする申立人の主張と符合しない。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、申立人は申立期間直後の昭和 46 年度及び 47 年度の 24 か月を第 2 回特例納付により納付し、48 年度及び 49 年度の 24 か月を過年度納付していることが確認できることから、46 年 4 月から申立人が 60 歳到達するまでの全ての期間の国民年金保険料を納付した場合、その納付月数の合計は 303 か月となることから、申立人は、国民年金に加入した際、国民年金の老齢年金の受給権（300 月）を得るために、特例納付を行ったものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から41年3月まで

私は、昭和36年4月から国民年金制度が始まることを知って加入した。

当時のA市B区役所（現在は、同市C区）で35年に加入手続を行ったと思う。その頃、私は、D業の免許を申請しようとしていたため、公租公課は必ず期日内に確実に納付しており、国民年金にも加入し、保険料を必ず納付していた。最初の36年4月分は、当時のB区役所で100円を納めた。加入手続を行った窓口では、「下の窓口で払って下さい。」と言われ、同区役所の別の窓口で保険料を支払っていた。その際、「～ライン」と書かれた領収書をもっていた記憶がある。最初の頃は、毎月、同区役所の支払い窓口で納付しており、その後は集金人に支払うようになった。当時の保険料は1月あたり100円で、2か月に1回納付するようになってからは200円を支払っていた。しかし、当時の領収書等は、44年に自宅と店舗を改築した際に処分してしまった。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市B区役所の納付窓口又は集金人により定期的に納付していたと主張しているが、申立人が所持する領収書によると、申立人は、申立期間直後の昭和41年4月から同年9月までの保険料を42年9月に遡って過年度納付していることが確認できる上、申立人の妻についても、申立人と同じ期間を同年同月に遡って過年度納付していることが確認でき、夫婦の納付行動が、同一であることがうかがえる。

また、国民年金被保険者原票によると、申立人の妻は、昭和41年3月以前の期間に保険料を納付した記録は無く、その一部の期間については、厚生年金保険の加入期間（36年6月から38年4月まで）として平成19年6月22日に

記録統合されているものの、当該期間について国民年金保険料の還付記録が確認できないことから、申立期間のうち、申立人が婚姻（37年12月）した以降の期間について、申立人の妻も国民年金保険料を納付していなかったことが確認できる。

さらに、申立期間は59か月と長期間にわたっている上、国民年金被保険者原票において、申立人の申立期間に係る保険料納付は確認できず、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から47年2月までの期間及び51年9月から55年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から47年2月まで  
② 昭和51年9月から55年1月まで

私が20歳に達した昭和44年\*月頃に、両親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納めてくれていた。私が就職した47年頃に、父親が「もう国民年金を払わなくてよくなった。」と言っていたことを覚えている。その後、49年に結婚し、51年に会社を退職したので厚生年金保険被保険者でなくなり、私が当時在住していたA市役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料を納めるようになった。

記録を確認したところ、就職する前の学生であった期間と、結婚後にB県に在住していた頃の国民年金の記録が無いことが分かった。夫の転勤でC市に来てからの納付記録は有るが、申立期間①及び②の記録が無いとされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、20歳に達した昭和44年頃に、申立人の両親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、その両親が保険料を納付してくれ、申立期間②については、申立人がA市で国民年金の加入手続きを行い、自身で保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は55年3月に払い出されたことが確認でき、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①当時は学生であったと主張しており、申立期間②当時は申立人の夫が厚生年金保険被保険者であることから、申立人は、いずれの期間も国民年金の任意加入対象者となるため、上記払出しの時点から、制

度上遡って国民年金に加入することはできず、オンライン記録において、申立期間①及び②は未加入期間と記録されていることと一致し、申立期間①及び②の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の両親は既に死亡しているため、申立期間①に係る具体的な納付等の状況は確認できない上、申立人及び申立人の両親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、長男が生まれた昭和49年\*月頃に個人商店に就職したが、それまでは失業中で、妻の出産準備もあったので、国民年金の保険料は納付していなかった。その年の12月頃に、勤め先の商店の奥さんに国民年金は支払っておいた方がいいと言われたので、50年1月に妻と一緒にA市役所に行き、今までの夫婦二人の未納分を妻が納付した。そのとき、私にはまだ未納があり、世帯主なので穴あきがあると困ると言われたので、その場で納付したが、年金記録を確認したところ、申立期間が未納とされていることが分かったので、第三者委員会へ申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、A市役所で納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年1月22日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、払い出し時点において申立期間は過年度保険料となること、同市によると、国庫金となる過年度保険料を同市役所で収納することはできなかったとしている。

また、申立人は、昭和50年1月にA市役所で遡って保険料を納付したとき、同市役所の担当者から穴あきがあるので納付した方がよいと言われたため、どの期間か不明であるが、その場で納付したと主張しているところ、同市の収滞納一覧表によると、申立人は、49年4月から同年12月まで(9か月分)の保険料を50年3月28日に一括して納付し、その4日後の同年4月1日に同年1月から同年3月まで(3か月分)の保険料を納付していることが確認できることから、申立人が納付したとする国民年金保険料は、当該3か月の保険料と考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年12月まで

私は、42歳であった昭和52年3月末で、永年勤めていた会社を退職した。国民年金保険料は納付する必要が無いものと思っていたところ、61年4月頃に、まだ、60歳に達していない者は、保険料を納付しなければならないと教えられ、すぐに加入手続を行い、保険料は、当時のA銀行（現在は、B銀行）C支店で預金を引き出し、自宅近くのD金融機関で納付していた。当時、私の夫は既に亡くなっていたが、何とか家計をやりくりしながら保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

E市が保管する国民年金手帳払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、平成元年11月に払い出された番号であることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の昭和63年1月から平成元年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、同年11月頃に加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人に係るE市の国民年金台帳及びオンライン記録において申立期間の納付記録は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から53年3月まで

昭和50年1月頃、亡くなった父親又は祖母が、A市役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月頃、申立人の亡くなった父親又は祖母が、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月に払い出されていることが確認でき、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄には、同年4月17日と記載されていることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間については、昭和53年3月の欄に「今月迄不要」の押印が確認できる上、オンライン記録とも一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から42年2月まで

国民年金制度が発足した当時、小規模なA業に従事していただけで老後の暮らしに不安を持っていたが、一回当たり数百円の保険料を払い続ければ、将来、国から生活が保障されると期待を持って掛け続けていた。その後、子供の学費等が必要になり、昭和39年7月からB社に臨時職員として勤務した後、41年3月に退職し、再び国民年金保険料を払っていた。当時は、C町役場（現在は、D市）から委託を受けた町内会が、毎月各戸を回って保険料を集金しており、夫婦で300円又は400円程度の保険料を婦人会の当番の人に納めていた。町内会内では、それぞれの家族状況も互いによく知っており、申立期間当時は、長男と二男がE市内の大学に在学中で、高校生の長女が同居していた。

記録が無い期間について、当時の領収書等は無く、状況を知る者も少なくなっており、確認できるものも無いが、それまで夫婦で保険料を納めているのに、申立期間に夫だけ納めていることは不自然なので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和41年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、42年3月1日に国民年金被保険者資格を再取得していることが確認でき、制度上、申立期間は未加入期間となり、申立人は被保険者として扱われておらず、納付書が発行されていないことから、保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を地区の婦人会を通じて納付していたとしているところ、D市によると、当時、地区の婦人会や自治会等の納

付組織が、国民健康保険料及び水道料金等と併せて国民年金保険料の集金を行っていたが、国民年金被保険者資格の届出等の手続は行っていなかったとしている上、国民年金保険料については、被保険者資格を有している者に対してのみ徴収依頼を行っていたとしていることから、申立人は、昭和42年3月1日に国民年金被保険者資格を再取得する前の申立期間において、当該納付組織で保険料の徴収対象とされていなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付について明確な記憶は無い上、申立期間の保険料を納付したことを確認できる資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 38 年 7 月 31 日まで

私は、昭和 30 年 4 月 1 日から 38 年 7 月 31 日まで、A 社の関連会社である B 社に出向していた。この期間の厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。調査の上、記録を回復していただきたい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に B 社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B 社は、「申立人は、関連会社である A 社の出向社員として勤務していたことがある。しかし、勤務期間や勤務形態は、記録が無いので分からない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、B 社は、昭和 39 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間はそれより前の期間である上、同社の元従業員の 3 人は、申立人が同社に勤務していたことは証言しているものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことについては、二人が、「創業時期を考えると、そんなに早くから勤務していたというのは疑問である。」、「申立期間が違っていると思う。」などと証言している。

さらに、出向元である A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い上、同社で申立人と同期入社だった元従業員や元部下ら 3 人に照会したものの、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、申立期間の直前に被保険者期間がある C 社の元従業員 3 人に申立人の退職理由や転職先について照会したものの、いずれも、「知らない。」と証

言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月 10 日から 42 年 5 月 10 日まで  
② 昭和 45 年 5 月 15 日から 47 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 1 月 10 日に A 社に入社し、職人として住み込みで勤務していたが、42 年 5 月に先輩の職人が退職して独立したので、私も先輩と一緒に仕事をするために退職した（申立期間①）。

その後 2 年半ほどは先輩のほか同僚二人と一緒に仕事をしていましたが、昭和 45 年 5 月 15 日に B 社に入社し、47 年 3 月末まで同社で勤務していた（申立期間②）。

しかし、これら 2 社で勤務していた間の年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当該期間のうち、昭和 41 年 1 月 10 日から同年 3 月 31 日までの期間において、事業所名は不明であるものの、申立人の雇用保険被保険者記録が確認できることから、当時、申立人が A 社で勤務していた可能性がうかがえる。

しかし、日本年金機構 B 事務センターは、「A 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。」と回答している上、所在地を管轄する法務局において、同社の商業登記は確認できない。

また、申立人が記憶している先輩社員及び元同僚については、所在を確認することができず、申立人の申立期間①当時における厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

2 申立期間②については、C 社の元取締役が、「私は、昭和 45 年頃から平成 13 年頃まで同社で勤務しており、申立人は、申立期間において同社で勤

務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間②において同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、C社は昭和54年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は同社が適用事業所となる前の期間である上、同社の元代表取締役及び上記の元取締役を含む7人が、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記の元取締役は、「昭和54年11月1日より前は厚生年金保険に加入していなかったため、従業員には国民年金に加入するよう説明していた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該元取締役は、41年4月から54年10月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 11 月 19 日から 31 年 10 月 8 日まで  
② 昭和 31 年 10 月 8 日から 32 年 4 月 13 日まで  
③ 昭和 34 年 3 月 1 日から 38 年 1 月 26 日まで

国（厚生労働省）の記録では、A社を退職後に脱退手当金を支給したとされているが、私は、脱退手当金の存在すら知らなかったし、脱退手当金は受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年5月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月9日から同年8月11日まで

私は、昭和25年1月から29年3月までA社で勤務し、商品の検品や出荷の仕事をしてきたが、この期間のうち、28年2月から同年8月までの半年間だけ年金記録が無い。

途中で退社することなく勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の一人が、「私が昭和28年4月に同社に入社した時に、申立人は既に勤務していた。」と証言しており、申立人が申立期間においても同社に在籍していたことがうかがえる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和28年2月7日に同社に在籍していた78人（申立人を除く。）全員が同日に資格喪失し（申立人の資格喪失日については、7日とも9日とも読める。）、昭和28年8月11日に、当該78人のうち40人及び申立人が、同社において厚生年金保険被保険者資格を再取得していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿の備考欄には、「一度廃止とナツタガ、再度、（8.11）付けで適用スル 健保番号前名簿の番号より継続」と記載されており、これについて、日本年金機構B事務センターは、「事業所番号が変わっていないため、適用事業所でなくなる（全喪）手続は行われていないが、申立期間においては、A社の厚生年金保険被保険者は皆無であり、厚生年金保険料の徴収は行われていないと考えられる。」と回答している。

さらに、A社は現存せず、元事業主も既に死亡しており、申立人と同時期に勤務していた申立人の父親、兄、姉、従兄も死亡又は住所不明のため聞き取りができない上、上記とは別の元同僚は、「同社は、申立期間当時、一時休業し、従業員は半分以下になった。いなくなった従業員が約半年後に戻ってくるまで、私は在庫品の整理などをした。給料はもらっていたが、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と証言しており、ほかに、同社が一時休業していた申立期間においても、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していた旨の証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 5 月 1 日から 60 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 60 年 10 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで  
③ 平成元年 12 月 1 日から 2 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間①から③までの給与明細書を、全部ではないが所持しており、これを見ると、給与額と標準報酬月額が異なっているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和 56 年 5 月、同年 8 月、同年 9 月、同年 11 月から 57 年 4 月まで、同年 6 月から同年 9 月まで、同年 12 月、58 年 1 月、同年 4 月、同年 6 月から 59 年 2 月まで、同年 4 月、同年 6 月から 60 年 3 月まで及び同年 7 月、申立期間②のうち、昭和 60 年 10 月、同年 12 月から 61 年 9 月まで、62 年 1 月、同年 2 月、同年 4 月、同年 6 月から同年 10 月まで、同年 12 月から 63 年 3 月まで及び同年 7 月、申立期間③のうち、平成 2 年 2 月、同年 4 月、同年 5 月及び同年 7 月については、給与明細書等が無く、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できない上、それ以外の期間については、申立人が提出した給与明細書により、給与から控除された保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録による標準報酬月額と同額か、これを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月19日から40年4月25日まで  
② 昭和42年6月1日から47年7月1日まで

私は、昭和38年7月19日にA社を退職し、従前から入社を約束していたB事業所にすぐに入社した。入社の際には、A社から受け取った厚生年金保険被保険者証を提出した。

B事業所には、昭和53年4月まで勤務し、途中、病気で休んだ時期も給与から厚生年金保険料が控除されていたのに、厚生年金保険の加入記録が抜けている期間があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和38年7月19日から40年4月25日、及び42年6月1日から47年7月1日までの期間について、B事業所で継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、申立人の雇用保険被保険者記録は、申立期間①のうち、昭和39年12月26日から40年4月25日までの期間については確認できるものの、申立期間①のうち、38年7月19日から39年12月25日までの期間及び申立期間②については確認できない。

また、申立期間①又は②にB事業所における厚生年金保険被保険者記録があり、文書照会に回答があった同社の元従業員二人は、いずれも申立人を記憶していない上、元事業主は、「当時の事務担当者は既に死亡しており、資料も残っていないが、申立人は、継続して勤務しておらず、入退社を繰り返していた。」と回答している。

さらに、雇用保険被保険者記録及びオンライン記録によると、申立人の雇用保険被保険者資格取得日は昭和39年12月26日、厚生年金保険被保険者資格

取得日は40年4月25日となっているところ、B事業所においては、申立人と同様に、雇用保険被保険者資格を取得後に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員が3人確認できる上、元事業主は、「申立人は、給与の手取額が少なくなるからと、厚生年金保険の加入を希望しなかった。」と回答している。

加えて、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が申立期間②始期の直後の昭和42年7月8日に健康保険被保険者証を返納した旨の記載が確認できる。

なお、申立人は、昭和40年4月から50年4月までの期間に係る申立人の給与から厚生年金保険料を控除してこれを納付した旨を記載した、B事業所の元事業主による証明書を提出しているが、当該証明書については、上記元事業主は、「事情がよく分からないまま、申立人の求めに応じて書いたように思う。」と回答しており、必ずしも当該期間における厚生年金保険料の控除及び納付を証明する文書であるとまでは認められない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月1日から38年9月1日まで  
② 昭和38年9月1日から39年2月26日まで

申立期間①について、私は、昭和32年10月に、親族の会社であるA社に入社し、B部門とC部門を掛け持ちで昼夜を問わず働いていた。年金記録では、38年9月1日資格取得となっており、入社時期と年金記録が相違している。また、申立期間②については、当時、手取りで月給5万円をもらっていたが、年金記録の標準報酬月額は当時の月給額より低額となっている。調査の上、それぞれの記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社及び類似する名称のD社に係る商業登記簿謄本の役員欄に申立人の氏名の記載が確認できること、両社において役員だった者の証言及び申立人が申立期間後に勤務したE社が保管する人事記録の前職欄の記載内容から判断すると、申立人は申立期間①に申立てに係る事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険事業所台帳によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年9月1日であり、申立期間①は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、申立期間①当時のA社の監査役であり、かつ、その後D社の代表取締役だった者（以下「元役員」という。）によると、「申立期間①当時は、

A社及びD社は厚生年金保険の適用事業所としての届出を行っておらず、私は、国民年金制度が始まったので個人的に国民年金保険料を納付した。」と証言しており、オンライン記録によると、当該元役員は国民年金の保険料徴収が開始された昭和36年4月から38年8月までの期間の国民年金保険料を納付済みであることが確認できる上、申立期間①当時、A社及びD社の代表取締役であった申立人の義父（以下「当時の事業主」という。）についても、申立人と同様、申立期間①において厚生年金保険被保険者記録を確認できない。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同日の昭和38年9月1日に被保険者資格を取得している8人のうち、所在が確認できた6人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、5人から回答があったものの、申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたことを裏付ける証言等は得られない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、A社及びD社は、いずれも既に清算終了している上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除状況を確認できない。

また、申立期間②当時、申立人と同様、当時の事業主の親族である上記の元役員によると、「事業主が、同じ親族について、区別することは無いはずだ。」と証言している。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額が2万4,000円と記載され、訂正等がなされた形跡は無く、オンライン記録と一致する上、当該標準報酬月額の記録は、当時の事業主及び元役員の標準報酬月額の記録と同額又はこれを上回っていることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社に平成4年6月末まで在籍し、同年6月分の厚生年金保険料も給料から控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に平成4年6月末まで在籍し、同年6月分の保険料も控除されていた。」と主張し、当該月分の給与明細書の写しを提出している。

しかしながら、A社が保管する人事関係記録によると、申立人の退職日は平成4年6月29日であることが確認できる上、商業登記簿謄本によると、申立人は、同社の監査役を同日に辞任していることが確認できることから、申立人が申立期間において同社に在籍していたことを確認することができない。

また、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、平成4年6月29日となっており、厚生年金保険の記録と一致する。

さらに、申立人は、「平成4年6月分（同年同月25日支給）の給料から同月分の厚生年金保険料が控除されている。」と主張しており、申立人から提出された同月分の給与明細書の写しによると、厚生年金保険料の欄に保険料控除額の記載が確認できるものの、A社では、「当社の保険料の控除方法は翌月控除であり、申立期間当時から同様であったと思われることから、4年6月に支給する給料から控除された保険料は、同年5月分の保険料である。」と回答している。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 10 月に社長が仲人となって結婚した。当時は結婚すると給料を上げてもらえた状況だったと思うのに、A社で勤務していた期間のうち、同年同月 1 日から 43 年 5 月 1 日までの標準報酬月額の記録が、直前の記録より下がっており、実際に受けていた月収と相違している。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取った月収と相違している。」と主張している。

しかしながら、A社は既に解散しており、当時の事業主は「貸金台帳等の資料は廃業したため残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

また、A社の当時の事業主によると、「社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づき保険料を控除していた。他の従業員から年金記録がおかしいとの話は全く出ていないし、申立人だけ差別的な処遇をすることはない。」と回答している上、申立人と同職種であった元同僚によると、「申立人の給料のことはよく分からないが、私の年金記録が特におかしいとは思わない。」と証言している。

さらに、A社の当時の事業主によると、「当時の従業員の給料は大体同じくらいだった。」としているところ、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同職種だったとする上記の元同僚の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額であり、かつ、申立人と同様、直前の標準報酬月額より下がっていることが確認できる上、他の元同僚

と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるとは認められない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は2万6,000円と記載されており、オンライン記録と一致する上、訂正等がなされた形跡は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 10 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 4 月 4 日から 58 年 12 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、同社 C 事務所に海外赴任していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が海外赴任前の標準報酬月額を下回っていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「A 社 C 事務所に海外赴任していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が海外赴任前の標準報酬月額を下回っている。」と主張している。

しかしながら、B 社は、「申立期間に係る賃金台帳は保管していない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

2 また、B 社は、「昭和 37 年 3 月 16 日付けで海外駐在員給与等取扱規程が作成される以前は、本給及び家族給等を合算した基準賃金をベースに標準報酬月額を算出しており、ある時期に減額されたのは時間外賃金がなくなったためと思われる。」と回答しているところ、申立人が所持する申立期間①より前の 35 年 3 月の給料明細票では時間外手当が支給されていないことが確認でき、同年同月の給料明細票に記載されている総支給額から試算すると、当該事業所は同年 8 月にオンライン記録どおりの標準報酬月額の随時改定に係る届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったものと考えられる。

さらに、申立人が記憶する、申立期間①当時に A 社 C 事務所で一緒に勤務していたとする元従業員は、「当時の給与明細書等の資料は持っておらず、私が同事務所に勤務していた期間の標準報酬月額は受領していた給与と合

っていると思う。」と証言している。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録について遡及して訂正された痕跡は認められない。

- 3 申立期間②について、オンライン記録によると、申立期間②直前の標準報酬月額は3万6,000円であるところ、昭和37年10月から1万6,000円に減額されており、38年8月から2万円、39年8月から3万6,000円となっていることが確認できる上、申立人が所持する給料明細書によると、申立期間②のうち、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額が支給されている月も確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定しこれに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給料明細票によると、申立期間②において、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 26 日から 43 年 2 月 1 日まで

A社に実父が勤務していた関係で同社に就職し、父の顔もあり1年は勤務したと記憶しているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が1か月しがなく、納得できない。当時、公害がひどく顔全体に湿疹ができ、健康保険証を使って通院した記憶があるので、社会保険にも加入していたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社における私の厚生年金保険の記録は、昭和 43 年 2 月 1 日から同月 12 日までしかないが、同社に1年は確実に勤務していた。」と主張しているところ、同社に 42 年 2 月頃入社したとする元同僚が「私が入社後、しばらくした後に申立人が入社してきた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間の頃から同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社に文書照会しても宛て先不明で返送され、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、当時事務を担当していたとする者も、「申立人のことを記憶しておらず、当時のことについては不明である。」と証言していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、昭和 42 年 2 月頃にアルバイトとして入社したとする上記の元同僚は、「厚生年金保険の加入は入社から約1年後の 43 年 2 月 1 日であるが、厚生年金保険に加入する前には、給与から保険料は控除されていなかった。」と証言している。

加えて、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 43 年 2 月 1 日に被保険

者資格を取得したとする記録が確認でき、厚生年金保険の資格取得日の記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月1日から22年8月1日まで

私は、昭和20年10月15日にA社に入社し、22年\*月\*日に父が亡くなった後、同年7月31日に退社するまで勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間についてA社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、事業所の所在地、当時の業務の内容及び元同僚等の氏名を具体的に記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主の連絡先が不明のため、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する元従業員二人を把握し聞き取りを行ったが、二人とも「申立人の記憶が無い。」と証言しており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、申立人は、「昭和22年\*月\*日に父親が死亡した後、同年7月31日に退社し、実家へ戻った。」と供述しているが、戸籍謄本によると、申立人の父親は21年\*月\*日に死亡していることが確認でき、申立人の主張と異なる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月から 49 年 8 月 1 日まで

私は、20 歳になった昭和 43 年 12 月から 50 年 8 月までの間、A 社において、運転手として勤務していた。

A 社から健康保険証が交付された記憶もあるが、年金記録では、同社で勤務していた期間のうち昭和 49 年 8 月 1 日からの 1 年間しか加入期間が無いことに、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 46 年 5 月 1 日（A 社が雇用保険の適用事業所となった日）から 49 年 7 月 31 日までの期間については、申立人の同社における雇用保険被保険者記録により、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和 43 年 12 月 1 日から 46 年 4 月 30 日までの期間については、オンライン記録により 40 年 3 月 1 日から 45 年 5 月 26 日まで A 社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員は申立人を記憶していない上、他の元従業員等からも申立人の勤務期間についての証言は得られないことから、当該期間において申立人が同社で勤務していたことが確認できない。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により住所が確認できた 13 人に照会した結果、回答があった 8 人のうちの 1 人については、厚生年金保険被保険者資格を自身が記憶する入社時期（昭和 43 年 10 月頃）から約 7 年後の 50 年 7 月 1 日に取得しており、申立人と同様に、入社時期から大幅に遅れて（申立人は約 6 年後）、厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、上記の照会対象とした 13 人のうち、A 社における雇用保険被保険者記録が確認できた 10 人について、厚生年金保険と雇用保険の加入時期は、

10 人のうち、同日に加入しているのは一人のみであり、二人（上記の、入社後約 7 年後に厚生年金保険に加入した者を含む。）は、雇用保険に加入した昭和 46 年 5 月 1 日（同社の雇用保険適用年月日）からそれぞれ約 19 か月後及び約 63 か月後に厚生年金保険に加入しており、申立人と同様に、雇用保険の加入時期から大幅に遅れて（申立人は約 39 か月後）に厚生年金保険に加入しており、残る 7 人は、厚生年金保険の加入時期から遅れて雇用保険に加入していることが確認できる。

これらのことから判断すると、A 社では、社員を必ずしも雇用保険と厚生年金保険を同時に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A 社の現事業主は、「平成 5 年 10 月に事業主が変更しており、その際、過去の資料を引き継いでおらず、申立人の社会保険に係る届出及び給与からの保険料控除について確認できない。」と回答している上、当時の事業主は既に死亡しており、当時の事務担当者からも申立人の厚生年保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 9 月 3 日まで

私は、昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 9 月 3 日までの間、A社B支店で勤務した。臨時社員として採用されたものの、正社員として本採用してくれなかった<sup>もら</sup>ので、退職してC社に就職した。厚生年金保険被保険者証は貰って<sup>もら</sup>いなかったが、健康保険証は貰っており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 9 月 3 日までの間、A社B支店で勤務した。」と主張している。

しかしながら、A社B支店の人事記録等を引き継ぐ同社D支店は、「当時の書類は既に廃棄済みであり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社B支店に勤務していたとする申立人の実兄は既に死亡しており、申立人は元同僚二人の名前を記憶しているものの、姓のみの記憶であり連絡先等は不明のため、これらの者に照会することができない上、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を有し連絡先が判明した元従業員二人に対し書面により照会したところ、回答のあった一人は「私は事務員として勤務していたが、申立人の記憶は無い。」と証言しており、申立人の申立期間当時の勤務実態に係る証言が得られない。

さらに、上記の元従業員は、「人によって違うが、2年から3年の試用期間があった。」と証言している。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できな

い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、A社B支店に係る被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月12日から33年1月1日まで  
② 平成3年6月1日から4年3月1日まで

私は、A社に勤務していた申立期間①について、脱退手当金を受給したことになるが、脱退手当金を受給していない。

また、B社に勤務していた申立期間②について、標準報酬月額が53万円から20万円に引き下げられているが、給与が下がった覚えがないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金の支給を意味する「脱 \*」の表示が記されているとともに、申立期間①の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年3月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、「標準報酬月額が53万円から20万円に引き下げられている。」と主張している。

しかしながら、B社の後継会社であるC社から提出された標準報酬変更通知書により、平成3年3月から5月までの報酬月額が賃金形態の変更により 53

万円から 20 万円に改定されていることが確認できる。

また、申立期間②当時の事業主は、「企業買収により、標準報酬月額が 53 万円から 20 万円に下がった。」と回答している。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月1日から22年1月1日まで

私は、A事業所B支部（その後、C事業所B支部。現在は、D事業所）に昭和21年7月に採用されたにもかかわらず、年金記録では、資格取得年月日が22年1月1日となっており、21年7月から同年12月までの期間が空白となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所B支部に昭和21年7月に採用された。」と主張しているところ、D事業所が保管する資料により、申立人が同年7月12日から22年2月27日まで同支部に在籍していたことは推認できる。

しかしながら、D事業所は、「貸金台帳等の資料は保管してない。」と回答しており、申立期間の厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、日本年金機構は、「A事業所B支部が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無い。」としている上、C事業所B支部に係る事業所名簿によると、同支部は、昭和22年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となる前の期間である。

さらに、C事業所B支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和22年1月1日から同年10月1日までに被保険者資格を取得している元従業員4人を把握し聞き取りを行ったところ、4人全員から申立人を記憶している旨の証言は得られたものの、申立人の勤務開始時期を特定できる証言は得られない上、21年11月頃から勤務していたとする一人は、「申立期間には保険料は控除されていない。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 1 日から平成 2 年 1 月 31 日まで  
私は、申立期間において、A社でB職として勤務していた。  
給料は保険料の差し引かれた端数の金額が給料袋に入っていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、「A社にB職として勤務した。」と主張し、元同僚5人の名前を記憶している。

しかしながら、申立人が元同僚として名前を挙げたA社の元従業員のうちの一人は、「申立人は、C社という別の会社の人だった。」と証言している。

また、A社は、既に解散しており、当時の代表取締役等に照会しても回答が得られないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間、国民年金保険料について全額免除の適用を受けていることが確認できる上、D市は、「申立人は、申立期間を含む昭和 58 年 5 月 15 日から現在に至るまで、D市国民健康保険の被保険者である。」と回答している。

加えて、雇用保険の記録を確認しても、申立期間に係る申立人の被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月から 16 年 1 月まで

私は、平成元年 10 月から A 社に勤務していたが、勤務期間における標準報酬月額の記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の標準報酬月額の記録が実際に受け取っていた給与支給額より低く記録されていることが分かった。保険料控除が確認できる資料は残っていないが、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額について、受け取っていた給与支給額よりも低くされている。」と主張している。

しかしながら、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社に対して当時の状況等について文書により照会を行ったが、同社から回答は得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間に申立人と同様に標準報酬月額が減額している元従業員 3 人に対して給与明細書の有無等について文書により照会を行ったが、回答は得られず、申立期間に係る報酬月額等について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間に係る標準報酬月額の記録について遡及して訂正された痕跡は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。